

加盟団体 御中

財団法人 全国中小企業共済財団

東北地方太平洋沖地震の被災者に係る共済制度の対応について

前略、この度の標記被災者ならび関係団体各位に対し衷心からお見舞い申し上げます。

さて平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震で被災されたご加入者に対しまして下記のとおり特別のお取扱いをいたします。

なお、お取扱い方法や手続き方法等につきましては現在、未確定部分もありますので詳細が決まり次第、ご連絡させていただきます。

まずは、取り急ぎご通知申し上げます。

草々

記

I 対象地域

厚生労働省が発表した災害救助法適用地域

II 共済金のお支払いについて

1. 【生命共済・高額生命共済・終身医療保障制度】アクサ生命保険株式会社に委託している災害関係特約（災害保障特約・災害割増特約等）についての災害死亡共済金等のお支払い方法

地震、噴火または津波によるときは、災害死亡共済金等を削減することや、支払わない場合があるとの規定がありますが、今回はこれを適用せず加盟団体で、各制度内容に該当する災害死亡共済金、災害障害共済金、災害入院共済金等を全額お支払い致します。

2. 【特定退職金共済、経営者年金共済、積立金共済】一時金のお支払い方法

標記制度では死亡退職時または死亡脱退時に遺族一時金を加算して給付することになっていますが、今回の地震に関係なく、退職一時金および脱退時一時金に所定の遺族一時金を加算してお支払いいたします。

3. 共済金等の請求手続き方法

共済金等の請求手続きの際、必要書類の一部省略等につきましては現在調整中でございますので詳細が決まり次第、ご連絡させていただきます。

Ⅲ 共済掛金（保険料）について

被災により共済掛金（保険料）の払込みが困難な場合、払込みの猶予期間を設けることといたします。

※ 取り急ぎのご連絡となりますので、ご不明な点がございましたら
当財団 共済管理部にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上